

青森県報

第六百五十一号

令和五年
八月二十一日
(月曜日)

目次

規則

○青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告示

○道路の区域の変更……………(道路課) ……一

公告

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……二

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……二

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四

○政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……四

○政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五

○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……五

規則

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十六号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項若しくは第四項各号」に改め、「第五十六条の二第一項ただし書」の下に「第五十八条第二項」を加え、同項第二号中「第四十四条第一項第三号」の下に「第五十二条第六項第三号」を加える。

第十五条第一項の表中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項若しくは第四項各号」に改め、「第五十六条の二第一項ただし書」の下に「第五十八条第二項」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第五百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年九月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和五年八月二十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和五年八月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
種市 健太	三沢市	三沢市	三沢市大字三沢字庭構二九〇二
有限会社小向商事	三沢市	三沢市	三沢市大字三沢字庭構六七三の一ほか五筆
浪岡 正次郎	三沢市	三沢市	三沢市大字三沢字庭構三五〇六
宮里 正貴	上北郡東北町	上北郡東北町	上北郡七戸町字道ノ下七〇の一七
天間 正大	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町字金沢平二四一の一ほか四筆
梅津 敏幸	上北郡六戸町	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字鶴喰字鶴喰一〇二ほか一筆

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	三沢十和田線	三沢市大字犬落瀬字古間木無番から三沢市大字犬落瀬字古間木八二の七まで	前 後	一四・一〇メートルから一五・五八メートルまで 一四・一〇メートルから三〇・一二メートルまで	二九・五七メートル	

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所所在地	公職の種類（第一号）	以上の市町村等の区域として設けられたる支部	届出年月日
---------	-------	-------	-----------	------------	-----------------------	-------

滝沢 幸雄	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字折茂字今熊二四七の三一
合同会社青森食の極み屋	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町向山四丁目四の三六

国民民主 党青森県 支部 第2区総 支部	金濱 亨	金濱 亨	八戸市大 字糠塚 の柳ノ下 三三	衆議院 議員	○	令和 五・七・二四
----------------------------------	---------	---------	---------------------------	-----------	---	--------------

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体 の称	代 表 者 名	氏 名	会 計 責 任 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在	年 届 月 日
東奥政経懇話会	濱名 康治	松森 俊逸	北津軽郡板柳町大 字長野字福岡三四 の一	令和 五・七・四	
桜田秀夫後援会	桜田 秀夫	桜田 秀夫	むつ市金曲二丁目 五の七グリーンハ イツA棟〇二号	五・七・四	
神田潤一 新郷村 後援会	永野 範英	才神 幸男	三戸郡新郷村大字 戸来字六ツ橋一二 の二	五・七・二六	
神田潤一 階上町 後援会	林 貢	三島 厚悦	三戸郡階上町大字 赤保内字外平八の 四	五・七・二六	
松橋博秋後援会	松橋 博秋	松橋 桂子	つがる市富范町字 藪分一七	五・七・二七	
後藤隆行後援会	後藤 隆行	後藤 隆行	むつ市荒川町一七 の二三	五・七・二六	

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和五年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
自由民主党青森県 看護連盟支部 (大鰐 恭子)	代 表 者	大鰐 恭子	須藤 明子	令和 五・七・一
自由民主党青森県 支部連合会 (津島 淳)	会 計 責 任 者	高橋 修一	清水 悦郎	五・七・二五
自由民主党蟹田支 部 (鈴木 進)	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	東津軽郡外ヶ浜 町字蟹田鰐ヶ淵 二二の二四	東津軽郡外ヶ浜 町字蟹田一五六	五・七・三三
代表者	鈴木 進	神山 久志		五・七・三三
会 計 責 任 者	柳谷 隆男	木浪 研一		五・七・三三
伊藤 雅輝	外崎 英継			五・七・三三

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
政治資金規正法 (長井 毅)	会 計 責 任 者	波多野 志穂	大矢 尚規	五・七・一
青森県ビルメンテ ナンス政治連盟 (七尾 嘉信)	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	青森市大字上野 一字山辺一〇の 一	青森市大字三内 二字丸山一六〇の 二	五・七・一
会 計 責 任 者	若杉 勝義	清水 稔		五・六・三三
会 計 責 任 者	若杉 勝義			五・六・三三
会 計 責 任 者	若杉 勝義			五・六・三三

新風会 (橋本 隆春)	主たる事務 所 の所在地	上北郡六ヶ所村 大字尾鮫字野附 四八	五・七・一
西秀記後援会 (藤本 和夫)	主たる事務 所 の所在地	青森市新町二丁目 六の二〇	五・七・一
西秀記政経研究会 (西 秀記)	主たる事務 所 の所在地	青森市新町二丁目 六の二〇	五・七・一
大島理森階上町後援会 (林 貢)	主たる事務 所 の所在地	三戸郡階上町大字 赤保内字外平八の四	五・七・二五
青森県税理士政治連盟 (長谷川 有実)	代 表 者	長谷川 有実	五・七・三二
	代 表 者	林 貢	五・七・二五
	代 表 者	長根 岩夫	五・七・二五
	代 表 者	西村 晴夫	五・七・三二

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
自由民主党青森県弘前市・中津軽郡第二支部	岡元 行人	令和 五・五・三一

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
長尾忠行政策研究会	長尾 忠行	令和 五・二・〇〇
野坂充後援会	横浜 修	五・三・三三
藤川友信後援会	藤川 友信	四・二・〇〇
越前陽悦後援会	山崎 隆一	五・六・〇〇
三村申吾田子町後援会	澤口 勝	五・七・七
三村申吾三沢市後援会	川畑 好弘	五・七・二
三村申吾黒石後援会	佐々木 隆	五・七・二
三村申吾福地後援会	夏堀 誠悦	五・六・二六
三村申吾南部町後援会	沖田 周蔵	五・六・二六
青森未来世代会議	金濱 亨	五・七・三
松橋博秋後援会（設立届出年月日 平成二四・一〇・一一）	松橋 博秋	五・七・二七

青森県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

金濱 亨	衆議院議員	かねはまあきら 後援会	八戸市大字糠塚字 柳ノ下三の三	五・七・二九
西 秀記	青森市長	西秀記政経研究 会	青森市浜田二丁目 八の二五	令和 五・三・二七
資金管理団体の 届出をした者 (代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の 名称	主たる事務所の 所在地	指 月 日 定

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和五年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

西 秀記	西秀記政経 研究会	主たる事務 所の所在地	青森市新町 二二丁目六の 二〇	青森市浜田 二二丁目八の 二五	令和 五・七・一
資金管理団体の 届出をした者 の氏名	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	年異 月 日 動

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

長尾 忠行	資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
長尾 忠行	長尾忠行政策研究会		令和 五・二・二〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭